

居宅介護(予防)支援重要事項説明書

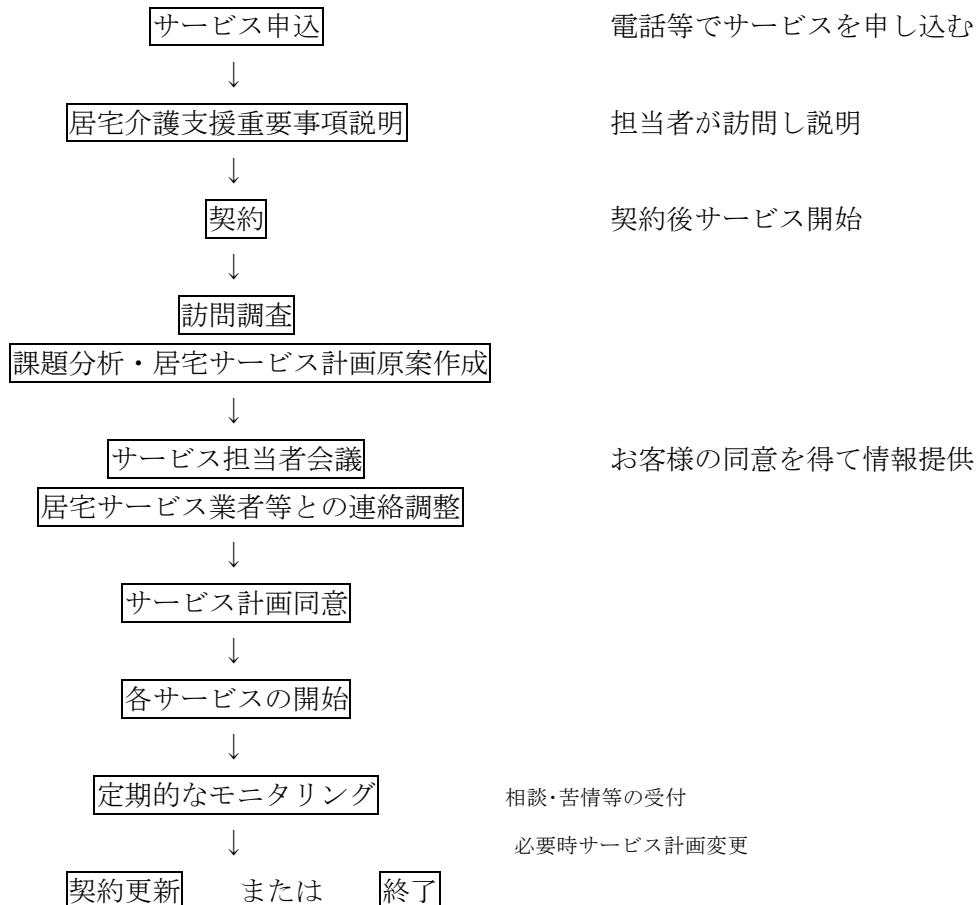
令和 6 年 月 日 現在

お客様； _____ 様 担当介護支援専門員； _____

1. 居宅介護支援事業所「株式会社 ノバ・メディクス」の概要

事業所名	株式会社 ノバ・メディクス (君津市 1273000073)
所在地	君津市東坂田4-8-23
連絡先	電話番号 0439-55-0623
代表者氏名	代表取締役 須藤 治
サービス提供地域	君津市・富津市・木更津市・袖ヶ浦市・市原市
職員体制	管理者 1名(常勤)
	介護支援専門員 5名(常勤3名)(非常勤2名)(管理者含) (うち主任介護支援専門員3名)
	福祉用具専門相談員 6名(常勤)
営業時間	月曜日～土曜日(祝日及び12月30日～1月3日は休業)
	月～土：午前9時00分～午後5時30分 但し、電話による問い合わせは24時間お受けいたします
調査方法	居宅サービス計画ガイドライン

2. 在宅介護支援の流れと内容



* サービス終了①お客様の都合で解約(終了希望書提出)

但しサービス計画作成途中の場合解約料あり

②当事業所の都合で終了

1ヶ月前に文書で通知し他の事業者を紹介

口頭で行う場合もございます

③自動終了(お客様が以下の状況の場合)

介護保険施設入所・自立と判定・死亡

④その他

契約を継続しがたいほどの背信行為があった場合

3. 利用料金

種類 内容 金額

利用料 要介護・要支援の認定を受けた方 自己負担なし（全額保険給付）

要介護 1・2 10,860円

要介護 3・4・5 14,110円

・地域加算 10,21円

・特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円

4. 特定事業所加算

		算定要件	加算Ⅰ 519単位	加算Ⅱ 421単位	加算Ⅲ 323単位	加算A 114単位
○	①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
○	②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤：1名以上 非常勤：1名以上 （非常勤は他事業所との兼務可）
○	③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
○	④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
	⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
○	⑥	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
○	⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
○	⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
○	⑨	居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用をうけていないこと	○	○	○	○
○	⑩	指定居宅介護支援事業所において特定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること	○	○	○	○
○	⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	○ 連携でも可
○	⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
○	⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

	【特定事業所医療介護連携加算】（現行の特定事業所加算（Ⅳ）と同じ）
	特定事業所医療介護連携加算 125 単位
①	前々年度の 3 月から新年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連会の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が 35 回以上
②	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定
③	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること

5. 加算について

○	初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
○	入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
○	入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
○	イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
○	ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
	ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
	ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
	ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
○	ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上利用者又は家族の同意を得て、居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
○	看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係るケアプラン料の算定	モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと	居宅介護支援の基本報酬を算定
○	通院時の情報連携加算	利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた場合	50 単位/月

・同一建物に居住するご利用者へのケアマネジメント（所定の 95%を算定）

○指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住するご利用者 ・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりのご利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住するご利用者のケアマネジメントにかかる利用料の減算をさせていただきます。

交 通 費	君津市・富津市・木更津市	無 料
	袖ヶ浦市・市原市	無 料
	上記以外の地域	1 回につき 1, 0 0 0 円
解 約 料	契約後、お客様のご都合で居宅サービス計画作成途中に解約された場合 1 0, 0 0 0 円	

＊ 給付管理票提出後を除く

そ の 他	記録物複写代	1 枚につき 1 0 円
支払い方法	料金は月毎の精算とし、その月の月末か翌月初旬に担当者がご請求致しますのでお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行致します。 なお、お支払い方法は、原則として現金集金と致します。	

6.居宅介護支援の提供にあたって

- 効果的かつ質の高いサービスを提供するために医療と介護の連携の強化を図っております。
病院または診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院又は診療所に伝えて頂けますようお願いいたします。そのために担当介護支援専門員の名刺等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と併せて保管していただきますようお願いいたします。
- 必要性が生じた時には服薬状況、口腔機能その他お客様の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを主治医若しくは歯科医師または薬剤師に提供させていただきます。
- 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院利用者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、利用者の希望により、速やかに医療サービスを含むケアプランを作成させていただくよう努めさせていただきます。
- 介護支援専門員育成及び多職種連携強化のために実習生の受け入れを行っております。
皆様にも実習生の同行の実習をお願いすることがございます。

7.居宅介護支援の実施概要等

- 本事業所は、要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、総合的・効果的な介護計画の作成を行い、医療保険サービス、福祉サービス等の様々なサービスをサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行うことから、お客様はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ることをここに説明いたします。

・会議や多職種連携における I C T の活用

- 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用しての実施を必要に応じて行います。
- 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加え、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を必要に応じて行います。

・他のサービス事業所との連携によるモニタリング

○ご利用者様の同意を得たうえで、テレビ電話装置や他の情報通信機器を活用したモニタリングをさせていただく場合があります。その場合も少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）はご自宅を訪問させていただきます。

・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

○選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は利用者に対して以下の対応を行います。

・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明させていただきます。

・利用者の選択に当たって必要な情報の提供・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案させていただきます。

・利用者及び家族への説明・同意等に係る見直し

○書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則可能とすることができます。

○利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示し、様式例から押印欄が削除されます。

・書面掲示の見直し

○重要事項説明書等の情報を事業所内書面掲示及びウェブサイトに掲載・公表いたします。

・感染症や災害への対応力強化（業務継続計画（BCP）に基づき対応）

○平時の対応として、災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておきます。

○災害が予想される場合の対応として、訪問サービスや通所サービスについて、台風などで甚大な被害が予測される場合などを想定し、あらかじめその基準を定めておくこととし、事前に情報共有し、把握しておくよう努めます。

○災害発生時の対応として、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対し、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関連機関との連絡調整等を行います。

災害発生時で事業が継続できない場合は、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行います。

・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役社長 須藤 治
-------------	--------------

(2) 虐待防止の指針を整備しています。

(3) 成年後見制度の利用を支援させていただきます。

(4) 委員会を設置し定期的に委員会を開催し従業員への周知徹底を行っております。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

・身体的拘束等の適正化の推進

○利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は様態や時間、利用者様の心身の状況並びにやむを得ない理由を記載させていただきます。

・認知症に係る取組の情報公表の推進

○介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービス選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

・ハラスメント対策

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアマネジメントを提供できるよう以下についてご協力ください。

○職員に対する金品等の心づけはお断りしております。

金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

○ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また職員が安全にケアマネジメントを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

○暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

・（前6月間のサービス提供状況）

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、以下の公表をしています。

(1)対象期間 （前期（3月1日から8月末日） 後期（9月1日から2月末日）のうち、直近の期間）

(2)公表内容

事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数のうちに、同一の事業所が占める割合を公表しています。

令和6年9月1日 現在（令和6年3月1日～令和6年8月31日）

訪問介護 34% 通所介護 46% 福祉用具貸与 68% 地域密着型通所介護 10%

訪問介護 55件／157	サボワール 有限会社 ベル訪問介護事業所 15%	のどかソーシャルサポート のどか訪問介護 15%	医療法人新都市医療研究会君津会 玄々堂ヘルパーステーション 9%
通所介護 73件／157	有限会社五輪 ひかりデイサービス 17%	株式会社まるみ堂 パープル kimitsu 11%	すまいるリハビリサービス（株） 半日リハビリデイすまいる・きみつ 8%
福祉用具 108件／157	株式会社ノバ・メディクス 株式会社ノバ・メディクス 73%	株式会社エフシーエス ふきのとう木更津 6%	株式会社シルバーとっふ 株式会社シルバーとっふ 3%
地域密着型 通所介護 15件／157	楽幸暮 株式会社 デイサービス 晴春 18%	株式会社ライセンス事業 デイサービス さくら 10%	合同会社 大井 福寿草の家 9%

8. サービス内容に関する苦情

- ① 相談・苦情の窓口 株式会社ノバ・メディクス 電話番号 0439-55-0623
当事業所の居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービス
についてのご相談・苦情を承ります。

② その他

当事業所以外に、市役所の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

千葉県国保連合会 介護保険課苦情相談窓口 電話番号 043-254-7428

君津市介護担当 君津市福祉部介護保険課 電話番号 0439-56-1736

木更津市介護保険担当 介護保険課 電話番号 0438-23-7162

富津市介護保険担当 介護福祉課 電話番号 0439-80-1262

袖ヶ浦市役所介護保険担当 介護保険課 電話番号 0438-62-3158

9. 営業時間内・外を問わず、電話は24時間お受けしております。

①営業時間内 0439（55）0623

②営業時間外 070（4374）0654

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および重要事項説明書に基づいて、説明を行いました。

事業者

(事業所名) 株式会社 ノバ・メディクス

(住 所) 君津市東坂田4-8-23

(代表者名) 代表取締役 須 藤 治 印

(説 明 者) 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

また、利用者本人および介護に関わる個人の情報を、居宅介護支援に必要な場合は、他の事業者やサービス担当者会議で公開することに同意します。

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 6 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご家族)

住 所 _____

氏 名 _____ 印